

説明内容（水害について）

- I 水害の状況
- II 施設の水害リスクの確認
- III 防災情報と避難行動
- IV 避難確保計画の作成
- V 河川情報の収集

21

○ 防災情報と避難行動

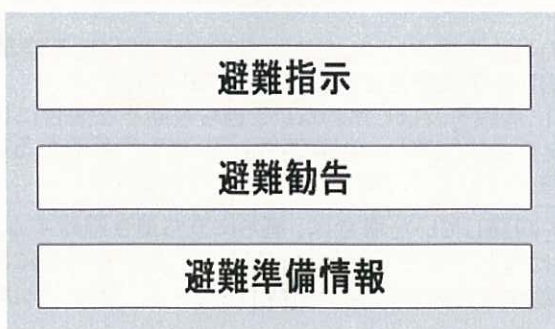
市町から発令される避難情報

「避難準備情報」の名称変更について（平成28年12月26日公表）

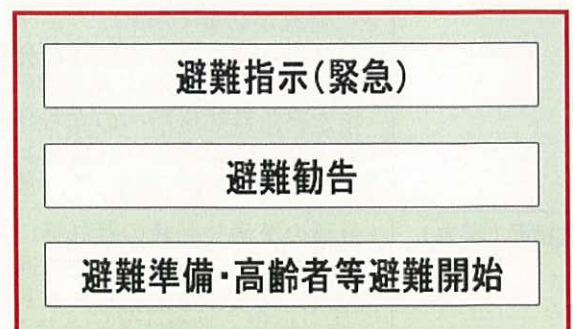
平成28年台風第10号による水害では、死者・行方不明者27人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生しました。とりわけ、岩手県岩泉町では、グループホームが被災し、入所者9名が全員亡くなる等、高齢者の被災が相次ぎました。

「避難準備情報」の名称については、本水害では、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更することといたしました。

（変更前）



（変更後）



○ 防災情報と避難行動

市町から発令される避難情報

避難情報について

- ・避難情報には、以下のものがあります
- ・**要配慮者利用施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始することが必要です**

避難勧告や避難指示が発令することが予想される場合

避難準備・ 高齢者等避難開始

- いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）は避難を開始しましょう。

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難勧告

- 避難場所へ避難をしましょう。
- 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

避難指示 (緊急)

- まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※ 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。
また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

<内閣府 防災情報のページより一部加工>

23

○ 防災情報と避難行動

市町から発令される避難情報

避難情報と求められる行動について(参考)

	立ち退き避難が必要な住民等に求められる行動
避難準備・高齢者等避難開始	・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 ・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する(ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。 ・小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)をとる。
避難指示(緊急)	・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。 ・津波災害から、立ち退き避難する。

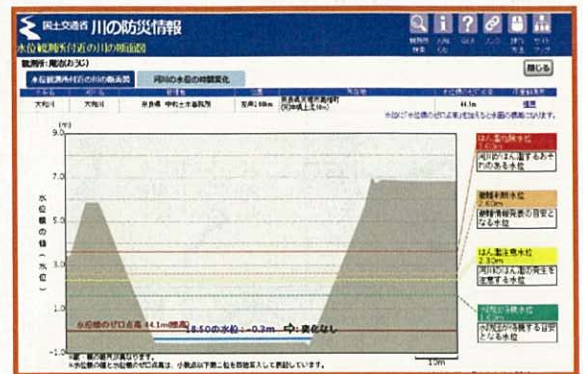
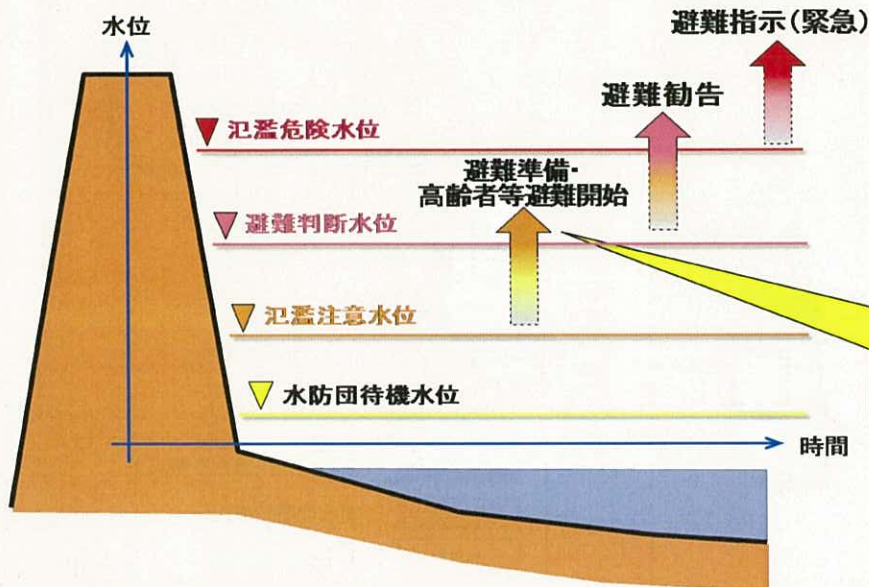
内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より一部加工

24

○ 防災情報と避難行動

河川水位の避難に関する情報

- 主要な河川では、水位観測所で観測された水位を提供しています。
- 基準となる水位観測所では、観測所毎に、災害発生の危険度に応じた水位が設定されています。
- この水位をもとに、市町が避難勧告等を発令します。



川の防災情報

要配慮者利用施設では、
「避難準備・高齢者等避難開始」が
発令されたら、避難を開始

○ 防災情報と避難行動

河川防災情報（洪水予報と水位周知）

河川防災情報

- 洪水予報河川（国土交通省と気象庁共同）
⇒ 洪水のおそれを通知する洪水予報を公表

国管理：大和川上流、紀の川、宇陀川（名張川）の3河川

- 水位周知河川（国土交通省または県）
⇒ あらかじめ定められた水位への到達情報を発表

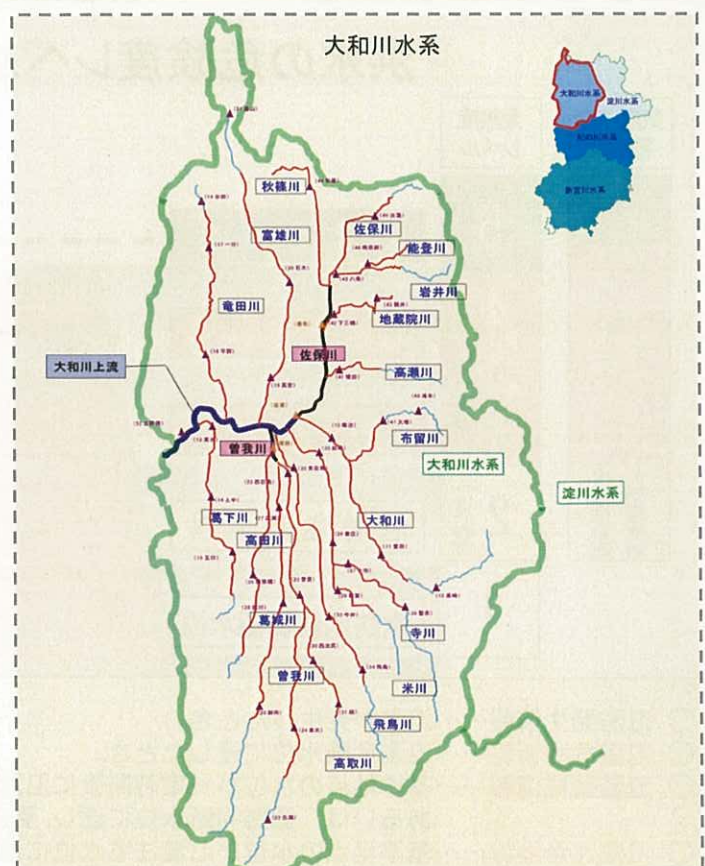
国管理：曾我川、佐保川

県管理：大和川水系 18河川

紀の川水系 3河川

淀川水系 2河川

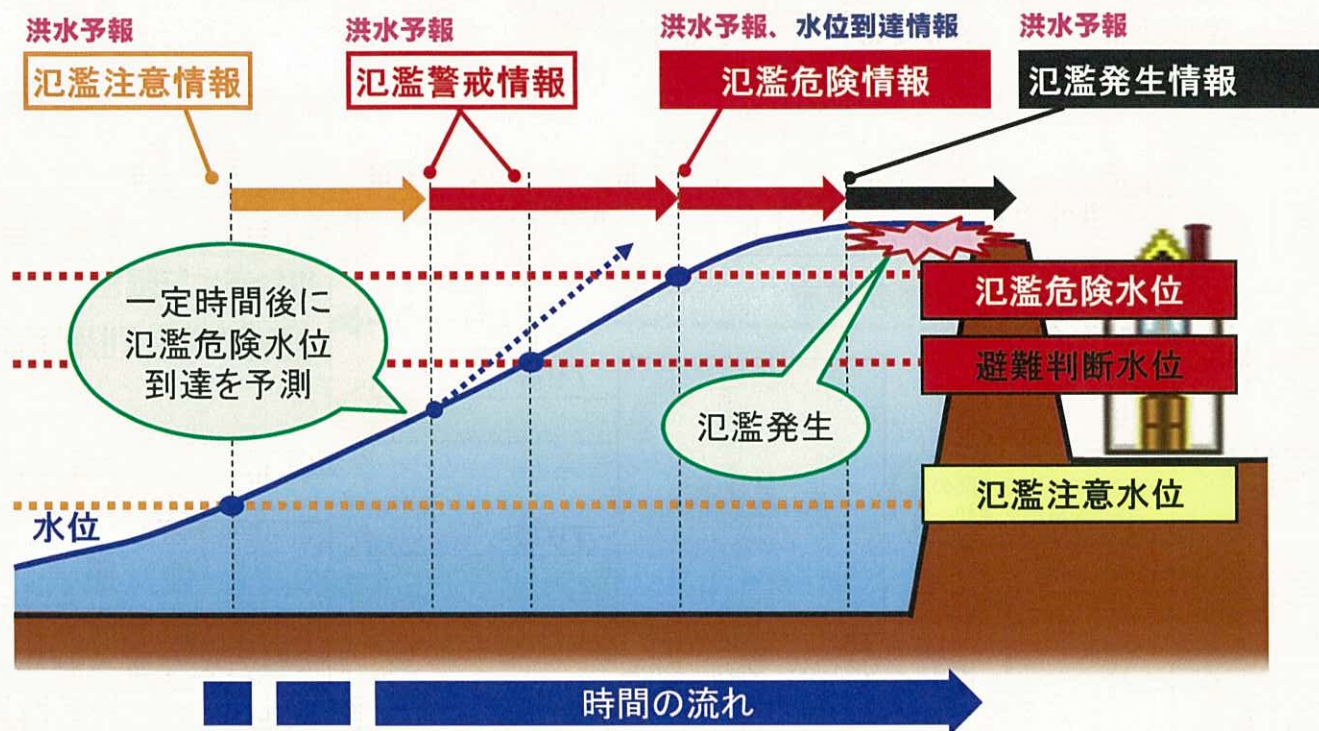
河川名	国指定河川洪水予報河川
河川名	国水位周知河川
河川名	県水位周知河川



○ 防災情報と避難行動

河川防災情報（洪水予報と水位周知）

洪水予報や水位到達情報の発表のタイミング



29

○ 防災情報と避難行動

外出の危険度に応じた避難場所について

ここへの早めの避難が原則

○「指定緊急避難場所」(※市町村が指定)

- ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
- ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意



大雨等により指定緊急避難場所までの移動が危険な状況では

○「緊急的な待避場所」

- ・自らの判断で「近隣の堅牢な建物」(近隣の鉄筋コンクリート造の建物等)に緊急的に大休することもあり得る
- ・そのため平時から適切な待避場所を確保しておくことが必要



近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では

○「屋内における安全確保」(垂直避難)

- ・自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等に移動



総合的な土砂災害対策の推進について(報告)参考資料(中央防災会議 総合的な土砂災害検討ワーキンググループ: 平成27年6月)
URL: <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/dosyaworking/index.html>

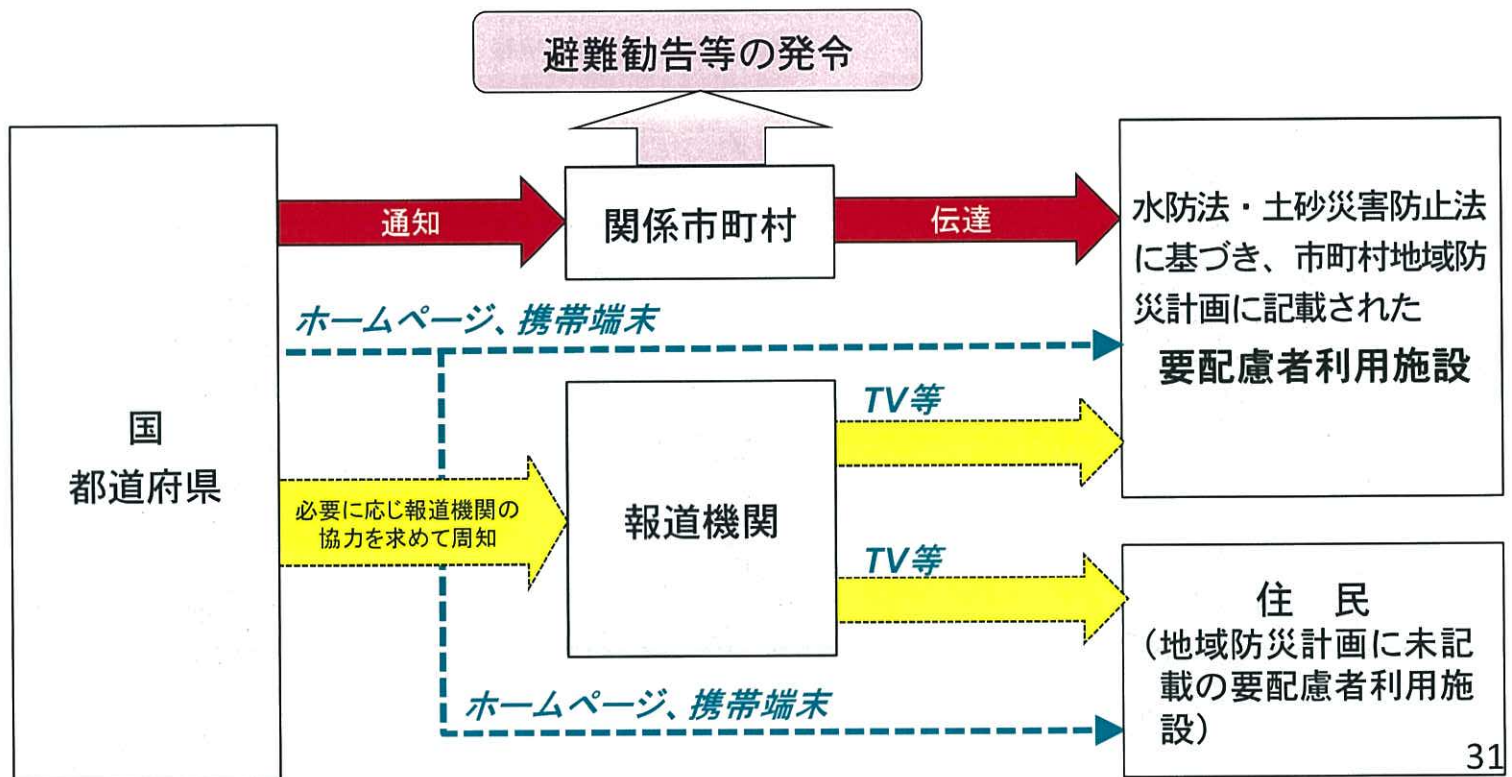
※洪水ハザードマップに記載される「早期の立退き避難が必要な区域」(H28.4より追加)では、洪水時には避難勧告等に従って安全な場所に確実に立退く必要があります。

30

○ 防災情報と避難行動

河川防災情報（洪水予報と水位到達情報）・土砂災害情報（土砂災害警戒情報）

洪水予報や水位到達、土砂災害警戒情報の伝達



説明内容（水害について）

- I 水害の状況
- II 施設の水害リスクの確認
- III 防災情報と避難行動
- IV 避難確保計画の作成
- V 河川情報の収集

○ 避難に係る事前の検討

避難確保計画の作成

避難確保計画とは

避難確保計画とは、水防法に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画です

《防災体制の記載例》

	体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川氾濫注意情報発表	・洪水予報等の情報収集
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川氾濫警戒情報発表	・洪水予報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川氾濫危険情報発表	・施設職員の避難

33

○ 避難に係る事前の検討

避難確保計画の作成

避難確保計画作成の手引き

国土交通省では、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成の参考とするため、**避難確保計画作成の手引きをホームページで提供**しています

避難確保計画に定めるべき事項

- 一 洪水時等の防災体制
- 二 利用者の洪水時等の避難の誘導
- 三 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
- 四 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
- 五 自衛水防組織を置く場合、次の事項
 - イ 自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 その他の事項

◆ 非常災害対策計画や消防計画等、災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成 29 年 1 月

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和 24 年法律第 130 号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。
市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。
なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。
また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。
避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の提供方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

○ 避難に係る事前の検討

避難確保計画の作成

避難確保計画の水防法上の位置付け

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設

→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に河川情報の伝達義務

【水防法第15条の3 1項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の努力義務を負う**

・**避難確保計画の作成**

・訓練の実施

・自衛水防組織の設置

施設に避難確保計画等の作成に係る努力義務

【水防法第15条の3 2項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の義務を負う**

・**避難確保計画を作成した場合、その市町村への報告**

・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に作成した計画及び自衛水防組織の構成員等の報告義務

35

説明内容（水害について）

I 水害の状況

II 施設の水害リスクの確認

III 防災情報と避難行動

IV 避難確保計画の作成

V 河川情報の収集

36

河川情報の収集

観測した雨量や河川の水位、監視カメラの画像を、奈良県「川の防災情報」(ホームページ)で、公開しています。

【奈良県】川の防災情報

①アドレスとして次のURLを入力するとトップ画面が表示されます。

URL: <http://www.pref.nara.jp/43968.htm>

②検索サイトから以下の手順でアクセスするとトップ画面が表示されます。

検索サイトから「奈良県 河川課」で検索



トップ画面

【奈良県】川の防災情報



37

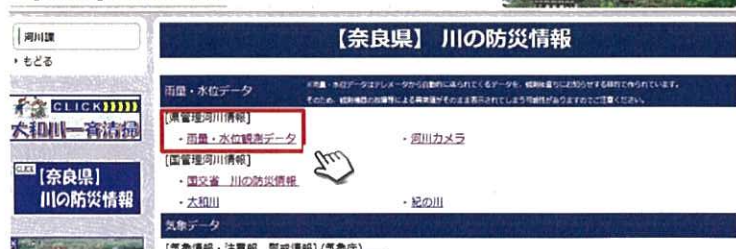
河川情報の入手方法①(雨量・水位)

県管理河川

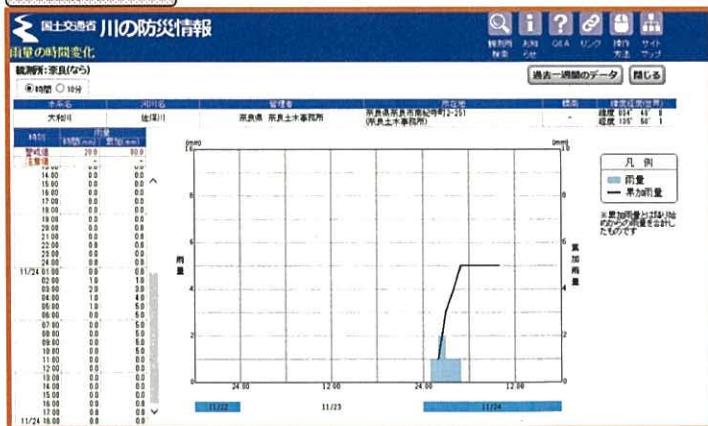
奈良県「川の防災情報」から雨量・河川水位情報を入手

トップ画面

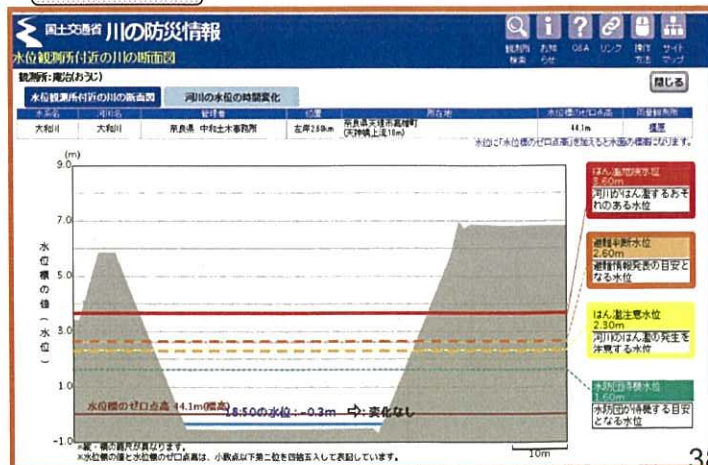
【奈良県】川の防災情報



雨量情報



水位情報



38

河川情報の入手方法②(河川カメラ画像)

県管理河川

防災活動や住民の避難行動をより分かりやすくするためにCCTVカメラの情報を提供(平成28年6月～)

奈良県河川課ホームページ【奈良県】川の防災情報から河川の状況がリアルタイムに確認できます
【奈良県】川の防災情報 <http://www.pref.nara.jp/43968.htm>

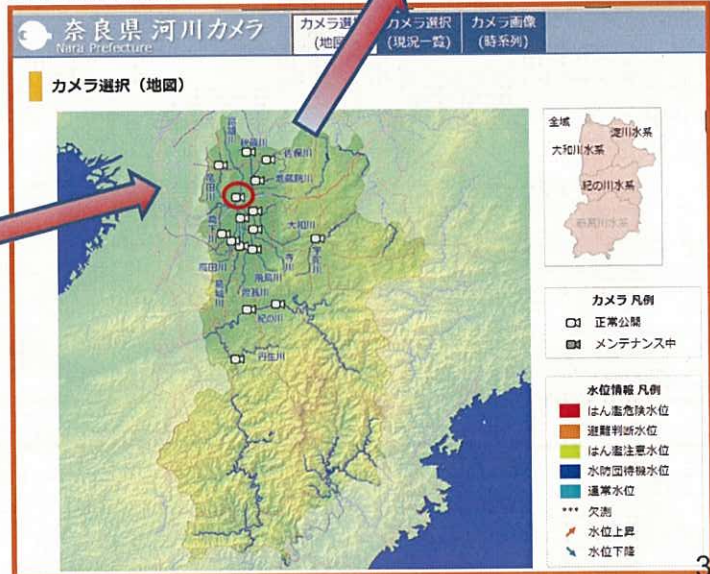
河川監視カメラ画像



トップ画面



選択画面



河川情報の入手方法③(携帯メール配信サービス)

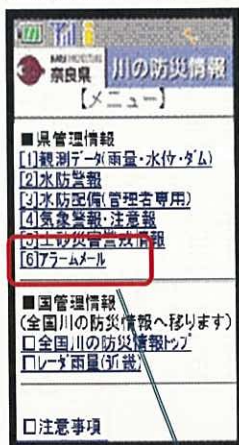
県管理河川

各自の携帯電話から登録を行うと、県内で**気象警報・注意報**が発令されたり、**雨量・水位**が基準値等を超過した場合に**携帯電話のメール**等でお知らせを受けられます。
また、地域を選択して**雨量・河川水位**や**気象警報・注意報**等について、現況を確認できます。

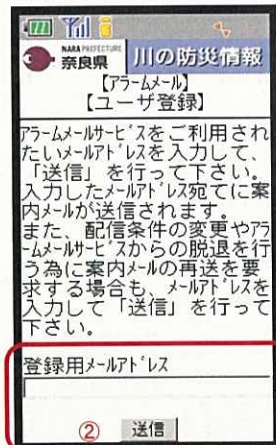
アラームメールの登録はこちらからお願いします。 → <http://www3.kasenbousai.pref.nara.jp/k.html>



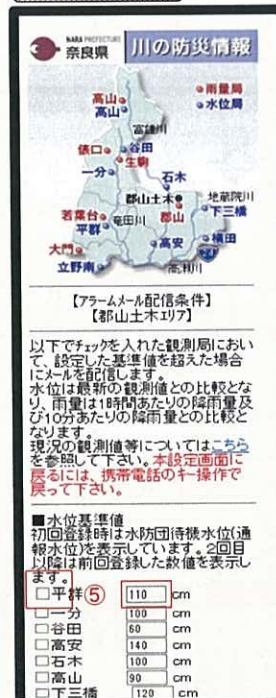
メニュー



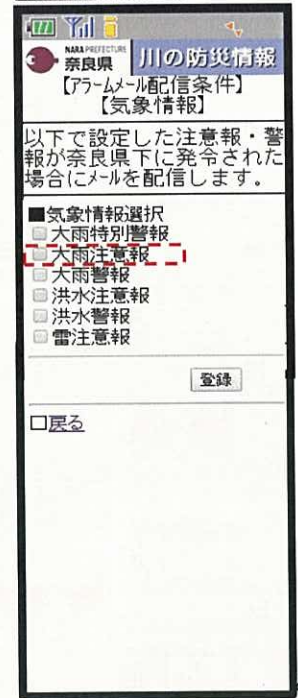
ユーザー登録



水位情報



気象情報



アラームメールの登録はこちらから

- ① ご自分の携帯電話のアドレスを入力してください。
- ② 間違いなければ「送信」をタップ(決定)してください。
- ③ ※完了出来ましたら、設定したアドレスにメールが届きます。
- ④ 届いたメールに添付されているURLをタップ(決定)する。
- ⑤ エリア選択画面が表示されるので、受信したいエリアを選択。
- ⑤-1 水位基準値(水防団待機水位)で設定する場合→登録したい水位観測所をチェック。
- ⑤-2 任意の水位で設定→登録したい水位観測所をチェック+受信したい水位の値に変更
- ⑥ 完了すれば「登録」をタップ(決定)して完了です。

河川情報の入手方法④（国土交通省「川の防災情報」）

国土交通省「川の防災情報」(パソコン、スマホ)で、洪水予報等の情報を入手することができます。

国土交通省「川の防災情報」

①アドレスとして次のURLを入力するとトップ画面が表示されます

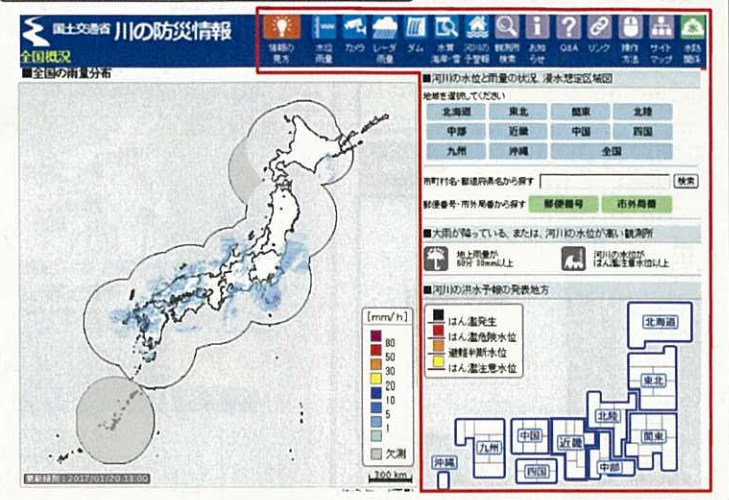
【PC】 : <http://www.river.go.jp/>

【スマホ】 : <http://www.river.go.jp/s/>

②奈良県「川の防災情報」から以下の手順でアクセスするとトップ画面が表示されます

国土交通省「川の防災情報」トップ画面

メニュー表示



洪水予報等

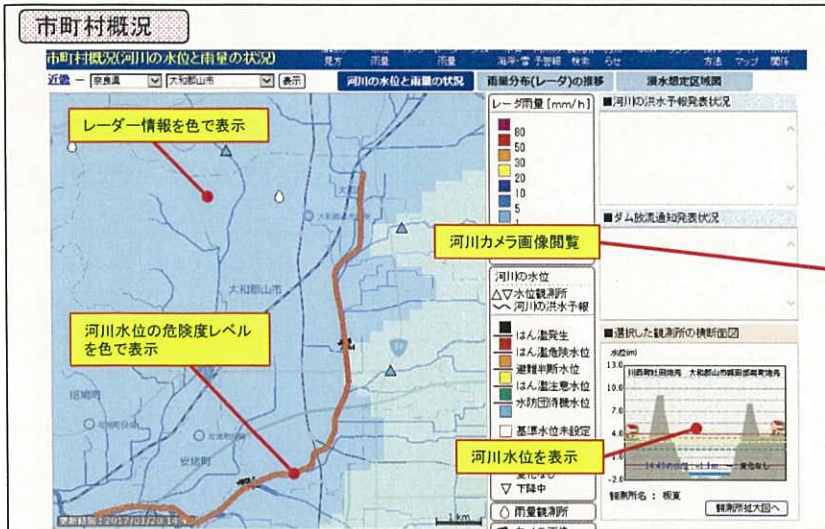
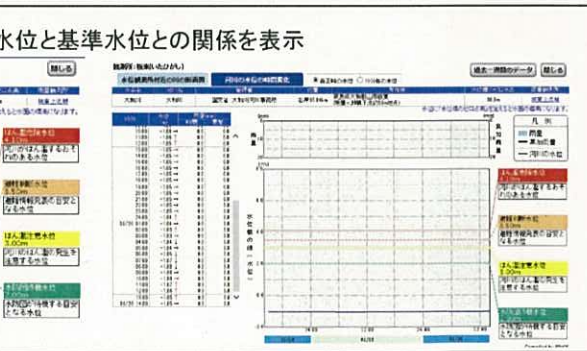
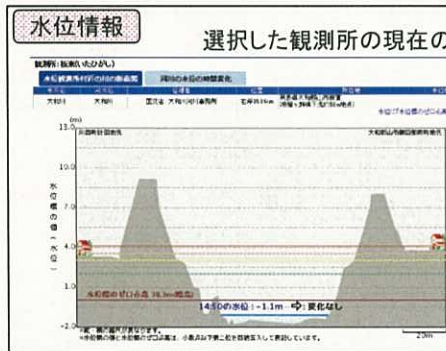
河川(国管理)における洪水予報等の発表状況を表示

(県管理河川については、「リンク」メニューから閲覧可能)



河川情報の入手方法④（国土交通省「川の防災情報」）

国土交通省「川の防災情報」では、河川のカメライメージ、河川水位、レーダー雨量の情報とあわせて、市町村ごとにリアルタイムの河川情報を把握できます。



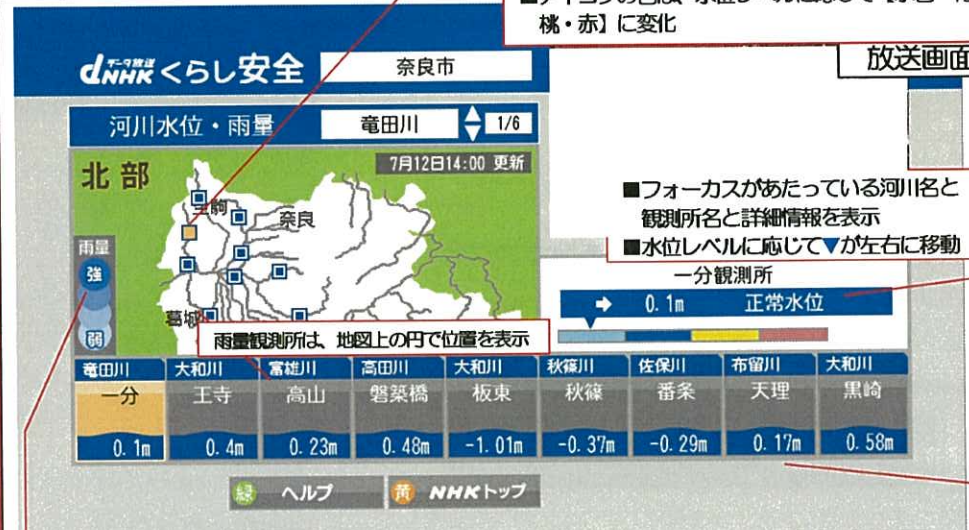
河川情報の入手方法⑤(地デジ)

NHKの地上デジタル放送にて河川水位・雨量情報を入手できます

■NHK奈良 放送局より、リモコンの**dボタン**を押して、TOPメニューの「生活・防災情報」を選択



放送画面



※県内の代表的な水位局のみ表示

水位表示凡例

水防団待機水位	:水防団が待機する水位
はん濫注意水位	:水防団が出動する水位
避難準備水位	:避難準備情報の目安となる水位
はん濫危険水位	:避難勧告の発令判断となる水位

雨量観測所

■雨量は強さに応じて4段階の青の濃淡で表示
 ● 30ミリ～
 ● 15ミリ～
 ● 4ミリ～
 ● 1ミリ～

■観測所毎の水位を「正常」「水防団待機」「はん濫注意」「避難判断」「はん濫危険」の5段階と、「欠測」の6種類のアイコンで表示
 ■アイコンの波の高さは、水位レベルに応じて変化
 ■「はん濫注意水位」以上の場合、観測所名が黄色になり、フォーカスを当てると観測所名が赤く変化
 ■水位観測所は、リモコンの「左・右」ボタンで切替
 ■他の地域を見る場合は、リモコンの「上・下」ボタンで地図を切替